

末日までに次の額を乙に請求するものとする。乙は請求月の翌月末日までに甲の指定する銀行口座へ振り込み支払うものとする。

- (1) 乙が甲に支払う額は本治験に対応するものとして、甲の責任医師等の備品等の購入費用あるいはアルバイトに支払った実績費用の合計額より第2項2号による支払額（推計額）を減じた額とする。
- (2) 前項による実績費用は、責任医師が支払った根拠を示す領収書等の出した額とする。
- (3) 第1号による残額が負の算定値となる場合において、乙は甲へ前受け金の返還申し出は行わないものとする。また、甲も前受け金の返還義務を負わないものとする。

（費用の精算）

第7条 第5条の治験協力費は、治験終了月の翌月に次により精算できるものとする。

- (1) 治験契約時に乙が甲に支払った額が、甲により本治験被験者に支給した総額を下回り不足が生じた場合は、不足した額を前条第4項による請求額に加算し請求を行うものとする。
- (2) 治験契約時に乙が甲に支払った額が、甲により本治験被験者に支給した実績額を超過し、残額が生じた場合は、乙は治験終了月の翌月に甲に対し返還手続きを行うものとする。甲は返還手続きの翌月末日までに乙の指定する銀行口座へ振り込み支払うものとする。

（協議）

第8条 本契約に定めのない事項および疑義が生じた場合は、甲、乙協議上、誠意を以って解決するものとする。

本契約書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙各1通宛所持する。

平成（西暦）年 月 日

甲（治験受託者） 東京都中央区晴海1丁目8番8号
晴海アイランドトリトンスクエア
アフィスタワーW3階
慈恵医大晴海トリトンクリニック
所長 阪本 要一 印

乙（治験委託者）

印